

# 新規就農者等農地取得資金融資要綱

農 林 水 産 部 長 通 知  
制 定 平 成 2 5 年 3 月 1 9 日 付 け 組 第 4 2 4 号  
最 終 改 正 平 成 2 6 年 4 月 1 日 付 け 組 第 2 8 号

## 1 目的

岡山県農業近代化資金制度運営要綱（昭和 50 年 8 月 20 日付け農経第 559 号農林部長通知。以下「運営要綱」という。）及び本要綱に基づき、新規就農者及び認定農業者が効率的な営農に必要な農地取得を行う場合に必要とする資金を低利かつ長期で融通することにより、当該地域の農業の振興、発展に資する。

## 2 制度の仕組み

運営要綱第 2 の 1 の (2) に規定する資金について、県は、融資機関に所定の利子補給を行うとともに、本要綱に基づき市町村が融資機関に追加利子補給を行った場合、その所要額のうち所定の利子補給補助率相当額を市町村に補助する。

## 3 貸付条件

### (1) 貸付対象

運営要綱第 2 の 2 の (2) のアに該当する認定農業者及び同 (2) のイに該当する認定新規就農者で、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれ、市町村長が本資金を貸付けることが適当であると認めたもの。

### (2) 貸付利率

貸付利率、利子補給率及び利子補給補助率等は、別表に定める。

### (3) 資金使途

#### ア 認定農業者農地取得資金

(1) の認定農業者が、運営要綱第 2 の 4 の (2) に掲げる農地のうち県、市町村及び県・市町村が出資している団体が所有している農地（以下「県有農地等」という。）を取得する場合、または、農地中間管理機構が実施する農地売買等事業により農地を取得する場合。

#### イ 新規就農者農地取得資金

(1) の認定新規就農者が、運営要綱第 2 の 4 の (2) に掲げる農地を取得する場合。

- (4) 貸付限度額  
運営要綱第2の5の(2)に定めるところによるものとする。
- (5) 償還期間及び据置期間  
運営要綱第2の6の(2)に定めるところによるものとする。

#### 4 融資機関

融資機関は、運営要綱の第2の3に定めるところによるものとする。

#### 5 利子補給承認手続

利子補給承認手続は、市町村長が別に定める利子助成金交付要綱等によるものとする

なお、県の利子補給補助を受けようとする場合、市町村長は、岡山県農業近代化資金融通に関する取扱要領第8の3の(1)のアの(ウ)の申請により、あらかじめ 知事又は県民局長の承認を受けるものとする。

また、市町村長は、本資金に係る利子補給承認した場合は、速やかに承認書の写しを県民局を經由して知事に提出するものとする。

#### 6 借入手続

本資金の借入手続は、運営要綱及び岡山県農業近代化資金融通に関する取扱要領（昭和50年8月20日付け農経第559号農林部長通知。以下「取扱要領」という。）第8の1に基づき所定の手続きを行うものとする。

#### 7 融資手続

融資機関は、運営要綱及び取扱要領に基づき所要の手続を行うものとする。

#### 8 利子補給補助

市町村に対する補助は、岡山県農業振興資金利子補給補助金等交付要綱（昭和53年1月28日付け農指第1185号知事通知）に定めるところによるものとする。

附 則（平成25年3月19日付け組第424号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日付け組 第28号）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に利子補給承認が行わ

れた新規就農者等農地取得資金及び施行日前に農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号。以下「改正法」という。）附則第8条第1項に規定する旧就農促進法第4条第1項の認定を受けた者（改正法附則第8条第3項に規定する施行日以降の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以降に利子補給承認が行われる新規就農者等農地取得資金並びに改正法附則第3条に規定する旧農地保有合理化法人が実施する改正法附則第4条第1項に規定する旧農地保有合理化事業により農地を取得する認定農業者に対して施行日以降に利子補給承認が行われる新規就農者等農地取得資金については、なお従前の例による。

## 別表

補助金等の名称	利子補給補助対象事業	交付の相手方	利子補給補助率	摘要
新規就農者等 農地取得資金 利子補給補助金	市町村が、新規就農者等農地取得資金融資要綱（平成 25 年 3 月 19 日付け組第 424 号農林水産部長通知）の定めるところにより、認定農業者又は認定新規就農者に資金を融通した融資機関に対し追加利子補給を行った場合に、県がその所要額のうち右に掲げる利子補給補助を行う事業	市町村	貸付金利を年 0.00 % まで引き下げるのに必要な額の 1/2 以内（ただし、年 0.275% を上限とする。）	最終約定償還期限まで利子補給補助を継続